

岐阜県公報

第千九百八十一号
平成二十年九月十二日
(金曜日)

目次

告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課 六二九^{ページ})

公示

危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

(消防課 六三〇)

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課 六三一)

落札者等に関する公示

(道路維持課 六三二)

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課 六三一)

告示

岐阜県告示第五百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区域
為真	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
	郡上市白鳥町大字為真
	字巾ノ上 七七六番一
	字大中次 七六六番三
	七三四番七
	七三三番二
	七三三番一
	七二八番二、七二九番二、七三〇番合併
	十号
	一号
	二号から六号まで
	七号
	八号
	九号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 講習の種類及び種別

甲種、乙種及び丙種危険物取扱者を対象とする次の講習

1 給油取扱所において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「給取」という。）

2 給油取扱所以外の危険物施設において危険物取扱作業に従事している者を対象とする講習（以下「一般」という。）

二 講習の日時、種別、場所及び定員

講習会場	日	時	種別	場 所	定 員
飛騨会場	平成二十年十一月五日（水）	午前九時三十分から 午後零時三十分まで	給取	高山市千島町 飛騨・世界生活文化センター	一八〇人
		午後一時三十分から 午後四時三十分まで	一般		一八〇人
中濃会場	平成二十年十一月七日（金）	午前九時三十分から 午後一時三十分まで	給取	美濃加茂市古井町 可茂総合庁舎	一八〇人
		午後四時三十分から 午後七時三十分まで	一般		一八〇人

三 受講申請書の受付

受講申請書は、平成二十年九月十二日（金）から同年九月二十六日（金）までの間、千五〇〇―八七〇八岐阜市司町一番地岐阜総合庁舎内社団法人岐阜県危険物安全協会

大垣会場		岐阜会場		東濃会場		岐阜会場	
平成二十年十一月十日（月）		平成二十年十一月十八日（火）		平成二十年十一月二十六日（水）		平成二十年十二月四日（木）	
午後九時三十分から 午後一時三十分まで	午後一時三十分から 午後四時三十分まで	午後九時三十分から 午後一時三十分まで	午後一時三十分から 午後四時三十分まで	午後九時三十分から 午後一時三十分まで	午後一時三十分から 午後四時三十分まで	午後九時三十分から 午後一時三十分まで	午後一時三十分から 午後四時三十分まで
給取		給取		給取		給取	
一般		一般		一般		一般	
大垣市新田町 大垣市民会館		岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎		多治見市上野町 東濃西部総合庁舎		岐阜市藪田南 岐阜県シンクタンク 庁舎	
一八〇人		二二五人		一八〇人		二二五人	

及び各地区危険物安全協会（各消防本部内）で受け付けます。

なお、郵送による場合は、平成二十年九月二十六日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ただし、定員に達した場合は、受付期間中であっても受付を締め切ります。

四 受講申請書及び講習案内の請求先

社団法人岐阜県危険物安全協会若しくは各地区危険物安全協会（各消防本部内）又は岐阜県消防課に請求してください。

なお、郵送を希望する場合は、あて先を明記し、百二十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

五 その他講習の詳細については、講習案内を参照してください。

○ 特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年八月十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人恵那市坂折棚田保存会

三 代 表 者 の 氏 名 田口 譲

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市中野方町字坂折七八二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、坂折棚田に代表される自然豊かな里山の環境保全を進めながら、中山間地域農業の活性化を図るとともに、都市との交流を通じて豊かで潤いのある地域社会づくりを推進することを目的とする。

○ 落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品の名称及び数量 ローター除菌機 2.2m級 2台

2 契約の締結方を決定した日 競争入札

3 入札公告を行った日 平成20年6月30日

4 落札者を決定した日 平成20年8月12日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜県羽市郡坂折町野井1丁目8番地

藤田英次郎

代表取締役 藤田英次郎

6 落札金額 43,365,000円

7 契約に關する事務を担当する箇所の名称及び所在地

(一) 箇所の名称 岐阜県羽市郡坂折町野井1丁目8番地

(二) 所 在 地 岐阜県坂折町野井1丁目8番地

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称 恵那市

二 調査を行った地域 岐阜県恵那市串原字上松本及び下松本の一部（松本）

三 調査を行った期間 平成十四年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原字上松本及び下松本の一部）の地籍図
岐阜県恵那市（串原字上松本及び下松本の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年九月十二日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原字上峰、下峰、大鋸場、樫ヶ原、白張及び戸中沢の一部（峰、白張、戸中沢）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原字上峰、下峰、大鋸場、樫ヶ原、白張及び戸中沢の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原字上峰、下峰、大鋸場、樫ヶ原、白張及び戸中沢の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年九月十二日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市稲津町大字小里の一部（小里2）

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（稲津町大字小里の一部）の地籍図
岐阜県瑞浪市（稲津町大字小里の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年九月十二日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年九月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（越原）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図
岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年九月十二日

平成二十年九月十二日印刷
平成二十年九月十二日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）